

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 大阪府
(氏名) A

上記被審人に対する平成29年度(判)第15号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金150万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成30年2月15日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成29年12月14日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、

- (1) 東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」という。）及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されている株式会社今仙電機製作所（以下「今仙電機」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成28年4月13日午後1時16分頃から同日午後2時57分頃までの間、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、B証券株式会社、C証券株式会社、D証券株式会社、E証券株式会社及びF証券株式会社を介し、引け条件付きの成行（以下「引成」という。）買い注文を大量に入れる方法により、同株式合計7万8200株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計6400株を売り付け、
- (2) 東証第一部に上場されている株式会社不二越（以下「不二越」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成28年4月14日午前11時9分頃から同日午前11時28分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社、D証券株式会社及びF証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計48万4000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計8万1000株を売り付け、
- (3) 東証第一部に上場されているセントラル硝子株式会社（以下「セントラル硝子」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成28年4月15日午前11時7分頃から同日午前11時29分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社、F証券株式会社及びE証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計26万3000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計9万6000株を売り付け、
- (4) 東証第一部に上場されているリョービ株式会社（以下「リョービ」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成28年4月20日午後2時19分頃から同日午後2時58分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社及びE証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式35万4000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計6万5000株を売り付け、
- (5) 東証第一部に上場されている東洋ゴム工業株式会社（以下「東洋ゴム」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成28年4月19日午後2時35分頃から同年4月20日午前10時19分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社、G証券株式会社、D証券株式会社、E証券株式会社及びF証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同

株式合計17万6900株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計2万5100株を売り付けたほか、引成売り注文を大量に発注する方法により、同株式合計2万5000株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計5000株を買い付け、

もって、自己の計算において、今仙電機、不二越、セントラル硝子、リョービ及び東洋ゴム各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(別表)

違反行為状況

1. 今仙電機

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数		
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付	
平成28年4月13日午後1時16分35秒～平成28年4月13日午後2時57分19秒		B証券	0	5,000	0	0	
		C証券	0	5,000	0	0	
		D証券	0	8,200	6,400	0	0
		E証券	0	5,000	0	0	0
		F証券	0	55,000	0	0	0
		合計	0	78,200	6,400	0	0

2. 不二越

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数		
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付	
平成28年4月14日午前11時9分41秒～平成28年4月14日午前11時28分54秒		B証券	0	0	81,000	0	
		D証券	0	165,000	0	0	
		F証券	0	319,000	0	0	0
		合計	0	484,000	81,000	0	0

3. セントラル硝子

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数		
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付	
平成28年4月15日午前11時7分8秒～平成28年4月15日午前11時29分40秒		B証券	0	0	96,000	0	
		F証券	0	199,000	0	0	
		E証券	0	64,000	0	0	0
		合計	0	263,000	96,000	0	0

4. リョービ

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成28年4月20日午後2時19分53秒～平成28年4月20日午後2時58分11秒		B証券	0	0	65,000	0
		E証券	0	354,000	0	0
		合計	0	354,000	65,000	0

5. 東洋ゴム

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数		
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付	
平成28年4月19日午後2時35分13秒～平成28年4月20日午前10時19分23秒		B証券	5,000	0	25,100	5,000	
		G証券	5,000	0	0	0	
		D証券	5,000	0	0	0	0
		E証券	5,000	90,800	0	0	0
		F証券	5,000	86,100	0	0	0
		合計	25,000	176,900	25,100	5,000	0

(別紙2)

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、
金融商品取引法施行令第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

(1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額の合計額として算定。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,500,000円となる。

以上につき、別紙3のとおり。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

1. 今仙電機株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、6,400株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(949円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量6,400株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,400株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$(961 \text{円} \times 3,000 \text{株} + 962 \text{円} \times 3,200 \text{株} + 963 \text{円} \times 200 \text{株})$

$- 949 \text{円} \times 6,400 \text{株}$

$= 80,400 \text{円}$

及び

② 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額80,400円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、80,000円となる。

2. 不二越株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、81,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(377円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量81,000株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(81,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(381 円×4,000 株+382 円×17,000 株+383 円×15,000 株
+384 円×10,000 株+385 円×14,000 株+386 円×21,000 株)
-377 円×81,000 株
=562,000 円

及び

② 当該超える数量が 0 株であることから、0 円
の合計額 562,000 円となる。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、560,000 円となる。

3. セントラル硝子株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、96,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (618 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 96,000 株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (96,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(618 円×24,000 株+619 円×11,000 株+620 円×40,000 株
+621 円×15,000 株+622 円×3,000 株+623 円×3,000 株)
-618 円×96,000 株
=163,000 円

及び

② 当該超える数量が 0 株であることから、0 円
の合計額 163,000 円となる。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、160,000 円となる。

4. リョービ株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、65,000 株

であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（435円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量60,000株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（60,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$(438 \text{円} \times 29,000 \text{株} + 439 \text{円} \times 31,000 \text{株})$

$- 435 \text{円} \times 60,000 \text{株}$

$= 211,000 \text{円}$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（65,000株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（60,000株）を超えていることから、当該超える数量5,000株（65,000株－60,000株）に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も安い価格（383円）に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額

$438 \text{円} \times 5,000 \text{株}$

$- 383 \text{円} \times 5,000 \text{株}$

$= 275,000 \text{円}$

の合計額486,000円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、480,000円となる。

5. 東洋ゴム株式の取引について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、25,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量5,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（1,588円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量20,100株を加えた25,100株であ

ることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (25,100 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (1,598 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} + 1,599 \text{ 円} \times 21,000 \text{ 株} + 1,600 \text{ 円} \times 2,600 \text{ 株}) \\ & - (1,588 \text{ 円} \times 20,100 \text{ 株} + 1,598 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) \\ & = 227,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該超える数量が 0 株であることから、0 円の合計額 227,200 円となる。

- (2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、220,000 円となる。

6. 上記、1. ないし 5. により算定した額の合計

$$\begin{aligned} & 80,000 \text{ 円} + 560,000 \text{ 円} + 160,000 \text{ 円} + 480,000 \text{ 円} + 220,000 \text{ 円} \\ & = 1,500,000 \text{ 円となる。} \end{aligned}$$